


入澤 幸野

長	課長	代理	係長	係長	員
					

7月中旬に締結し、8月^分から
 電気料を徴収して
 (互即金を除く
 市長名簿に記す)


確 認 書

平成21年7月 日、両者合意に達した事項について、下記のとおり確認する。

記

1 職員組合事務所の使用許可について

行政財産目的外使用許可申請書を提出し、無料で貸し付けし、許可すること。なお、行政財産目的外使用許可申請書は毎年度提出し、許可を求めること。

2 光熱水費について

- ・ 上記の目的外使用許可以降は、職員組合は電気使用料を負担する。
- ・ 電気使用料の算出方法は、建物面積按分とする。
- ・ ガス・水道使用料は、事務所内にガス・水道栓が設置されておらず、その使用量も少量であると認められることから、無料とする。

平成21年7月 日

柏 崎 市 長 会 田 洋

柏崎市職員労働組合
 執行委員長 井 比 孝 広